

平成 22 年度 第 2 回
伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成 22 年 12 月 20 日（月）

午後 3 時 30 分～

場所：伊達市役所本庁舎・大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

議案第 1 号 乗合バス路線変更について

議案第 2 号 地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価について

議案第 3 号 梁川・伊達地域デマンド型乗合タクシーのエリア変更について

議案第 4 号 平成 23 年度伊達市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	代理出席者	代理出席者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司			計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	総括支援ドバイヤー兼教授	吉岡 正彦			学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮地 和久			その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	遠藤 宗一			その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課課長	紺野 高			公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第一課課長	岩渕 敦			道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	小川 辰壽			道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	長澤 健一			道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	千代谷 後行			公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平			公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	水間 弘			公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 義一			公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	宍戸 清治			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシー	代表取締役	宍戸 清治			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	代表取締役	高橋 好雄			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月館タクシー	代表取締役	菅野 午三			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 壇雄			計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	福島県北交通株式会社	代表取締役	秋葉 市松	石川 和男		計画事業実施見込者・一般貸切旅客自動車運送事業者
20	保原町内会長会連合会	会長	須永 英次			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	伊達市PTA連絡協議会	会長	齋藤 和志			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	伊達市連合婦人会	会長	小野 洋子			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	伊達市連合婦人会	副会長	菅原 たか			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市連合婦人会	副会長	福地 アイ子			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会	委員長	丹野 善一			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会	副委員長	浅尾 浩一			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	壱山・月館まちなかタクシー運行委員会	委員長	直江 市治			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	壱山・月館まちなかタクシー運行委員会	副委員長	太田 良一			地域公共交通の利用者・住民又は旅客
30	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	紺野 淳			その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	自交総連福島地方連合会	執行委員長	藍原 茂夫			その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
32	伊達市商工会	会長	渡邊 武			その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
33	保原町商工会	会長	佐藤 真司	佐藤 和博		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

議案第1号 乗合バス路線の延長について

1 協議内容

泉原小学校統廃合により、同校児童が掛田小学校に通学するための交通手段について、登下校時の安全を図ること、及び、一般利用者の乗降に供するため、現在運行している市町村生活バス路線（掛田・山野川・霊山神社線）を延長し、泉原小学校にバス停留所を設置する。

2 変更理由

現在、泉原小学校に最寄りの停留所（上館停留所）については、T字路に位置し車の往来が激しい場所で、停留所までの歩道もなく、通勤通学時間帯の交通事故等が懸念されることから、児童及び一般利用者の安全な乗降を確保するため。

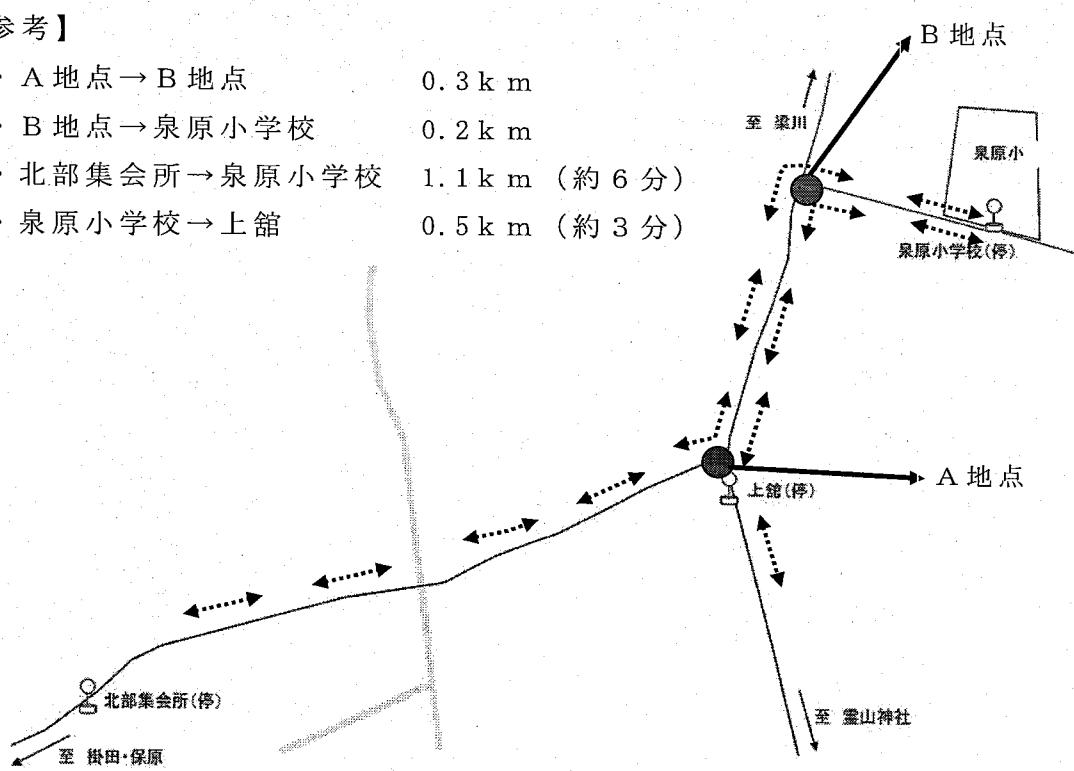
3 路線図



(拡大図)

【参考】

- ・ A 地点 → B 地点 0.3 km
- ・ B 地点 → 泉原小学校 0.2 km
- ・ 北部集会所 → 泉原小学校 1.1 km (約 6 分)
- ・ 泉原小学校 → 上館 0.5 km (約 3 分)



4 停留所

停留所名 (仮称) 泉原小学校跡

停留所住所 福島県伊達市靈山町字泉原米田 3 先

5 変更月日 平成 23 年 4 月 1 日

6 延長しようとする路線

変更前

運行系統名	起点	経過地	終点	キロ程
掛田(山野川)・靈山神社	掛田駅前	山野川ふれあいセンター	靈山神社	7.4 km

変更後

運行系統名	起点	経過地	終点	キロ程
掛田(山野川)・靈山神社	掛田駅前	山野川ふれあいセンター	靈山神社	8.4 km

議案第2号 地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価について

計画事業に係る事後評価記載様式(2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

伊達市公共交通活性化協議会は平成20年度から8回開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために総合事業計画の平成22年度に位置づけられた梁川・伊達地域乗合タクシー事業を試行的に実施した。その中において、問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適切な設定、財源の検討等を行ない、本格運行時に改善を行った。今年度は、当該事業が本格実施となるための環境の整備に向けて必要な検討も行ない、事業は、適切に行われ、伊達市全域での本格運行が開始された。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、公共交通空白・不便地帯の解消と公共交通の再編・効率化のために、路線バスの再編と霧山・月館地域および梁川・伊達地域で乗合タクシーの実証運行実施を位置づけている。

それに基づき、梁川・伊達地域における乗合タクシー実証運行は、事業計画どおりに、平成21年10月1日からバス路線の再編(3路線廃止)に伴う定路線型乗合タクシーの運行と共に、乗合タクシー運行を開始した。利用者実績をみると、平成21年10月の利用者、乗合タクシー615人、定路線183人から平成22年11月末で乗合タクシー13,753人、定路線1,731人となり、1日当りの利用者も、平成21年10月の38人から平成22年11月の57.6人と1.5倍に増加した。

霧山・月館地域では、実証運行において、通学の学生が多数利用し、乗車定員に問題のあった定路線について小型タクシーからマイクロバスへの運行へと変更を行い、サービスの向上を図り、平成21年10月に本格運行に移行した。利用者については平成22年11月末で乗合タクシーが、15,923人、定路線が14,569人となっており、11月実績で見ると1日当り、85.9人が利用し、平成20年度1日当り22.6人から3.8倍に増加した。

バスについては、平成21年度の23路線から平成22年度16路線へと再編された。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

総合事業計画の評価事項として、行政コストの抑制と路線バス・乗合タクシーの利用者数で評価を行うこととしていたが、行政コストの抑制については、路線バスの補助金が平成20年度の94,476千円から平成21年度64,897千円、平成22年度36,698千円(見込み)と減少し、乗合タクシー事業の経費については、平成20年度の23,000千円から、平成22年度の63,159千円と行政コストは増加した。ただし、バスと乗合タクシーの行政コスト合計では、平成20年度の補助金117,476千円から、平成22年度補助金99,857千円と、利用者の利便性を向上させながら、行政コストを圧縮できた。

乗合タクシーの利用者数は毎日把握しており、1日当りの乗車人数で事業評価を行った。

梁川・伊達地域の乗合タクシー実証運行は、平成21年10月の事業開始から平成22年10月末までに、乗合タクシー12,601人、定路線1,623人となっており、乗合タクシーについては、目標の1日当り45人を上回る1日当たり59人が利用している。定路線については、目標の1日当たり5人をわずかに上回る5.3人(平成22年10月)となっている。

霧山・月館地域は、乗合タクシーが平成20年度の実証運行で1日当りの乗車人数が22.6人であったが、平成22年11月実績で、38.7人が利用し、1.7倍に増加し、目標である1日あたり33人を上回っている。定路線については、地域の特徴であるスクールバス的な利用のため、事業開始当初から目標人数(1日当り35人)を上回る、1日当たり40.2人の利用があった。平成22年11月では、1日当り47.2人となっている。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

伊達市公共交通総合連携計画の公共交通空白・不便地帯(鉄道駅から600m、バス停から300m圏外)にも、乗合タクシー運行を実施し、利便性の向上が図られると共に、「公共交通空白・不便地域を解消する」という目標が達成された適切な事業であると認められる。平成21年10月に、梁川・伊達地域の乗合タクシー実証運行事業が開始されたことにより、午前8時30分から午後4時30分までの時間であれば、登録を行うことにより全市民が、戸口から戸口までの公共交通のサービスを受けられることになった。(旧町内のみの移動)

利用者の年齢別実績(平成21年10月から平成22年8月)は、霊山・月館地域では、70歳代以上の利用が全体の77%(うち女性の割合84%)、梁川・伊達地域では、70歳代以上の利用が全体の71%(うち女性の割合85%)となっており、高齢者等の交通弱者の移動手段として利用されている。主な利用者の目的は、通院と買い物、他の公共交通への乗り継ぎ等であり、生活圏内の交通手段、他地域へ移動するための交通手段の役割を果たしている。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

梁川・伊達地域乗合タクシー実証運行事業は、収支率は約14%であり、今後も利用者の声を踏まえながら、適切な広報活動を実施し、収支率の向上を図っていく必要がある。

乗合タクシー事業で、以前から要望のあった旧町を越えた運行についても、本格運行開始時に、梁川・保原間の定路線運行1日3往復を開始した。

また、1年間の実証運行で、梁川地域のエリア内で利用にばらつきがみられることから、利用実態に併せ、エリアの統合等改善を行う。(梁川地域利用状況 まちなかエリア20.7%、西部エリア1.2%、東部エリア40.7%、南部エリア7.1%、北部エリア15.1%)

霊山・月館地域乗合タクシー事業は本格運行となったが、月館地域での新助待線の廃止に伴い、定路線の運行を新たに開始した。

- ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

梁川・伊達地域については、平成21年10月の1日あたり38人の利用が平成22年9月末には62.8人まで増加し、1年で12,936人の利用実績となり、高齢者等の交通手段として定着している。今後は、収支率(支出にしめる収入の割合)の改善に向け、利用実績をみながらエリアの再編等を適宜行っていく予定である。

霊山・月館地域は、乗合タクシーが平成20年度の実証運行で1日当たりの乗車人数が22.6人であったが、平成22年11月実績で、38.7人が利用し、目標である1日あたり33人を上回っている。定路線については、地域の特徴であるスクールバス的な利用のため、事業開始当初から目標人数(1日当たり35人)を上回る、1日当たり40.2人の利用があった。平成22年11月では、1日当たり47.2人となっており、地域の特性にあった公共交通となっている。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度における乗合タクシー事業の財源については、伊達市の平成23年3月議会に予算案を提出し、議会の議決を求めるこことなっている。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

自治会、町内会によるチラシ配布等で利用促進を図るほか、PTA、老人会(寿会)などの地縁組織等による乗合タクシーの利用者からの要望を運行委員会で検討し、利便性の向上に努める。

- ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

当該事業が本格運行へ移行するに伴い、伊達市公共交通活性化協議会から伊達市が事業を引き継ぐことになるが、路線バスの再編に伴う補助金削減分を財源に充てることになる。本事業が継続的に行われるためにも、収支率の改善が重要である。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会規約が平成20年度第1回の法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、連携計画の策定及び変更、連携計画の実施、その他協議会が必要と認めることと規定されている。また、法定協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のための作業部会をおくとされており、作業部会の同様の構成員である運行委員会を定期的に開催した。運行委員会では、利用状況および利用者からの要望等について協議されている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

法定協議会の構成員には、伊達市の自治会長等が含まれているほか、計画事業の進め方を法的協議会で審議した上で、廃止バス路線上を走る定路線型乗合タクシーの実証運行や、日中の時間帯における高齢者の通院需要、買い物需要を踏まえたデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施するとともに、その結果について平成22年度第2回の法定協議会で質問や意見をいただいており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。(第2回の法定協議会の議事録参照)

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成20年度第1回法定協議会において法定協議会の審議事項を含む規約が確認され、それ以降の法定協議会においては、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、平成22年度第2回法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議され、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会規約において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録は伊達市のHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規約に則って、協議会の議事が開示されている。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて
地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめと自己評価報告案が報告・審議されたが、デマンド型乗合タクシー運行については、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、来年度も運行を継続することについて、関係者の合意形成が行われた。

また、乗合タクシー事業は、地域の交通手段としてすでに定着しており、一般市民(法定協議会の外)から、サービスの向上を望む声が聞かれており、地域関係者の実質的な合意が形成されている。

議案第3号 梁川・伊達地域デマンド型乗合タクシーのエリア変更について

**伊達市〈梁川・伊達地域〉デマンド型乗合タクシーのエリアの変更
(南部・西部エリアの統合) (案)**

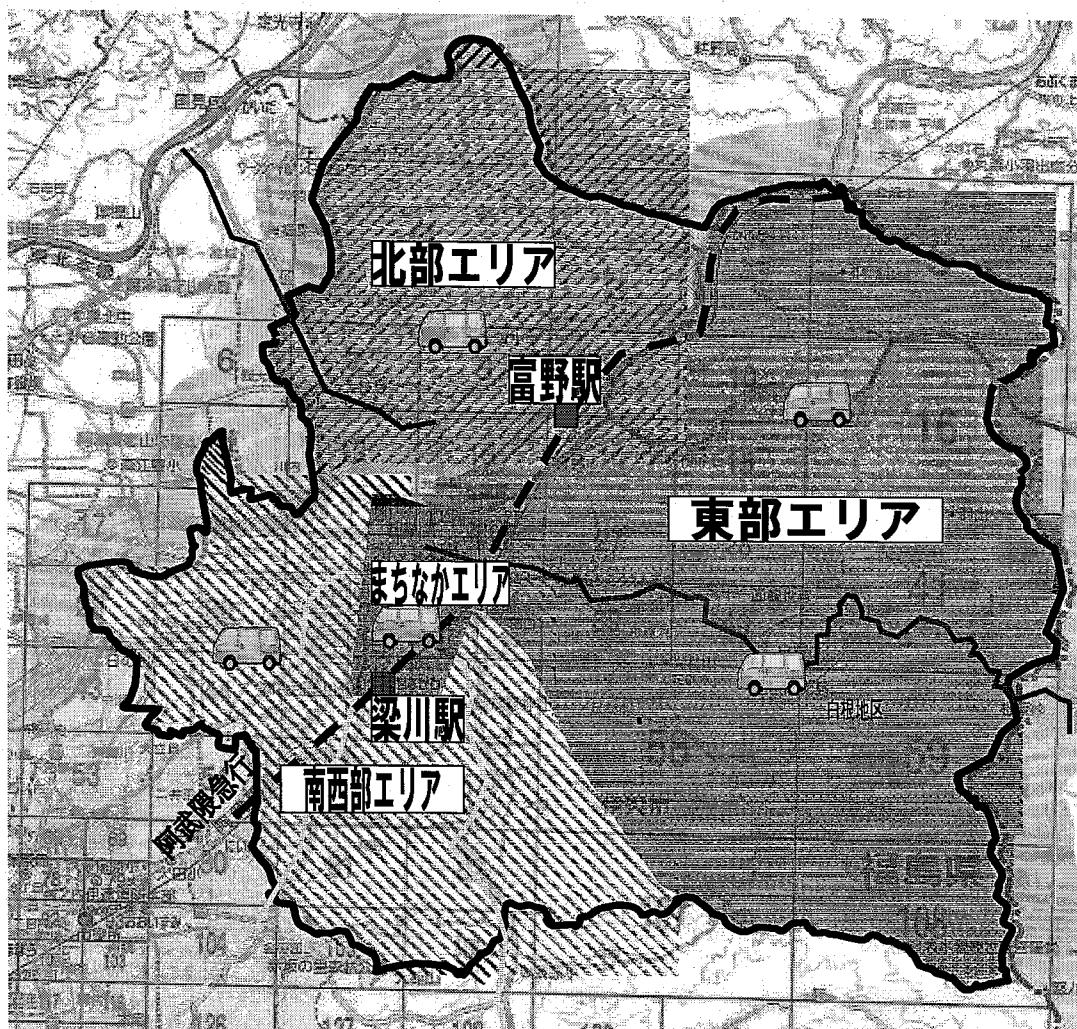
- ◇ 名 称 梁川・伊達まちなかタクシー
- ◇ 運行主体 伊達市商工会
住 所：〒960-0756 福島県伊達市梁川町青葉町3番地
TEL: 024-577-0057 FAX: 024-577-0083
- ◇ 運行事業予定者 伊達地域：ふくしま中央交通 有限会社
梁川地域：梁川タクシー 有限会社
福島県北交通 株式会社
- ◇ 運行開始時期 平成22年10月1日より本格運行を行う。
- ◇ 運 行 日 運行日は、月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日・お盆・年末年始は運行しないものとする。
※「お盆」は、8月14日～8月16日
※「年末年始」は、12月29日～1月3日
- ◇ 運 行 時 間 午前8時30分から午後4時まで(1日あたり7.5時間)
※タクシー車両の貸切時間：8:00～12:00及び
13:00～16:30
※定路線型運行の運行時間は別に定める。
- ◇ 運 行 形 態 ■ デマンド型乗合タクシー運行
※ 利便性の高いデマンド(電話予約)によるドア・ツー・ドア(戸口から戸口まで)のデマンド型乗合送迎サービスを実施する。
- 定路線型乗合タクシー運行
(梁川町「白根線」「山舟生線」「五十沢線」)
※ 現在のバス路線と同様に、定路線上でタクシー車両を運行する。
(事前予約による運行。)

① 運行エリア

運行区域	エリア名	該当地区	運行形態	
伊達市	伊達地域	伊達まちなかエリア	旧伊達町市街(川西)・箱崎・伏黒	デマンド型
	梁川地域	梁川まちなかエリア	梁川まちなかエリア図のとおり	デマンド型
		北部エリア	五十沢・東大枝	デマンド型・定時定路線型
		東部エリア	富野・八幡・舟生・山舟生・白根・足駄木	デマンド型・定時定路線型
		南西部エリア	栗野・柳田・二野袋・細谷・陽光台やながわ工業団地・大関・新田	デマンド型

【運行エリア図】

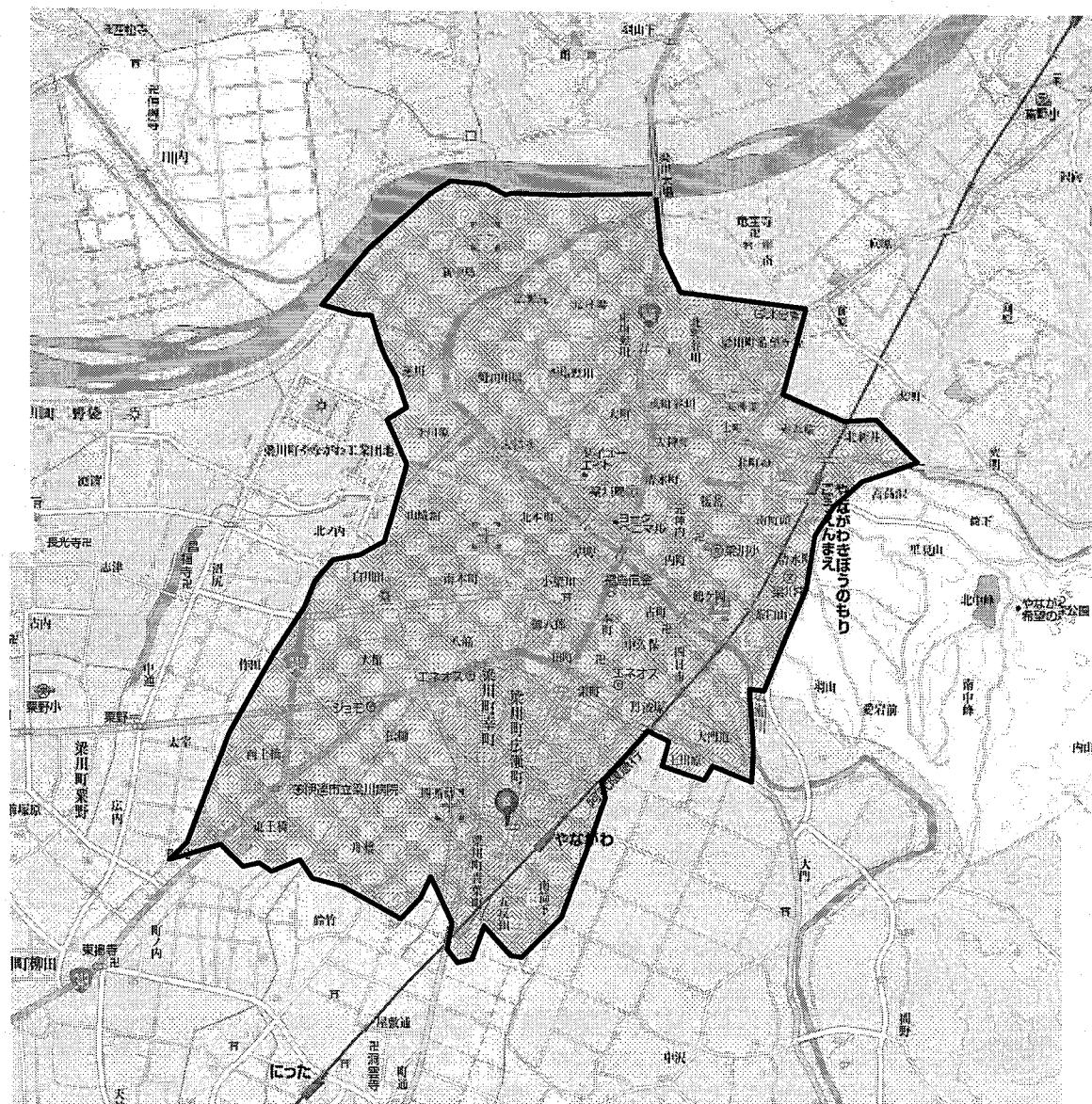
*** 梁川地域 ***



◇ 梁川まちなかエリア

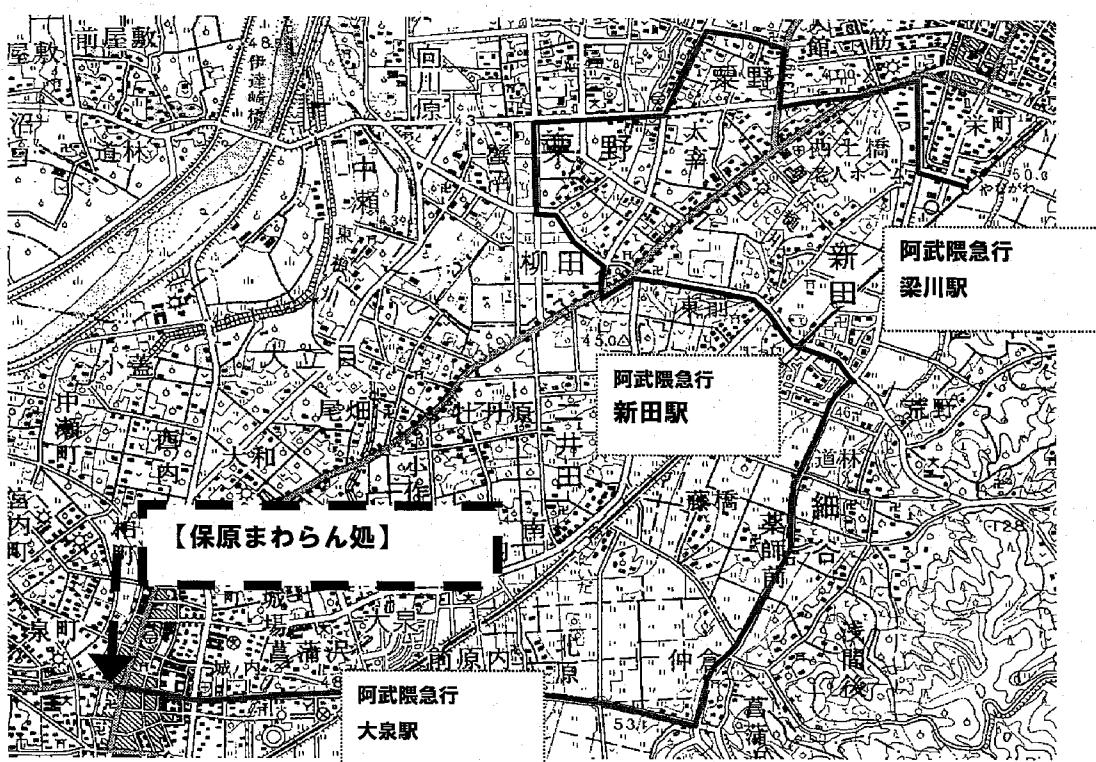
- ・東側 清水町付近道路沿い（寿センターを含む）
 - ・西側 下川原 山城館 白川田 西土橋 地区まで
 - ・南側 東土橋 舟橋 青葉町 五反田 地区まで
 - ・北側 中島 北町谷川 梁川希望ヶ丘地区まで

【運行梁川まちなかエリア図】



* * * 梁川、保原線 * * *

保原地区 金原田、大泉、城ノ内 宮下 7丁目



- ◇ 運行車輌 伊達まちなか地域=デマンド運行：小型 2台
梁川まちなか地域=デマンド運行：ジャンボ 2台・小型 3台
定路線運行：ジャンボ 2台、小型 1台
小型車輌は、契約時間外について、タクシー運行が可能

- ◇ 利用料金
- | | |
|-------------------------|----------|
| ◎ 東部、南西部、北部、同エリア内 1回につき | 500円 (※) |
|-------------------------|----------|
- ◎ 梁川から保原までエリアをまたぐ場合 1回につき 400円 (※)
 - ◎ 伊達、梁川まちなかエリア内 1回につき 300円 (※)
 - ◎ 定路線運行同エリア内 1回につき 300円 (※)
 - ◎ こども料金（小学生以下）は、普通料金の半額とする。
 - ◎ 未就学児が1人で乗車する場合は、こども料金とする。
 - ◎ 未就学児1人目については、保護者同伴に限り無料。
 - ◎ 未就学児2人目からは、こども料金とする。

- ◇ 利用方法
- ◎ 利用希望者には、あらかじめ「登録」をしていただく。
 - ◎ 「登録者」には、「登録証」を交付する。
 - ◎ 登録者は、定路線運行の利用及びデマンド運行を利用しようとする日の2便までは前日の定められた時間まで、それ以降の便については、出発時刻の1時間前まで「情報セン

ター」担当者（オペレーター）に電話で予約する。

- ◎ 予約を受けた担当者は、確認した必要事項を所定の用紙等に記録し、運送事業者に伝達して運行を指令する。
- ◎ 運行の指令を受けた運送事業者は、指令に基づきデマンド運行、定路線運行を行う。
- ◎ 利用料金は乗車ごとに「乗車券」で乗務員（ドライバー）に支払う。
- ◎ 乗車券を購入せずに利用した場合は、利用料金を現金で乗務員に支払う。
- ◎ 「乗車券」は、商工会が指定する商店等より購入する。
- ◎ 利用料金を「乗車券」または現金で受け取った運送事業者は、運行日ごとに利用料金を添えて、商工会に利用者数を報告する。
- ◎ デマンド運行において、梁川地域は「まちなかエリア」を中継点とする。伊達地域は「北福島医療センター」を中継点とする。
- ◎ 梁川地域における定路線運行は、定めた場所を乗降場所とし、定めた時刻に乗降場所を出発するものとする。
利用予約の取り消しは、予約受付時間内において速やかに情報センター担当者に電話で行う。

【伊達地域・梁川地域運行時刻表】

デマンド運行時刻表

伊達地域		梁川地域	
伊達まちなか エリア	梁川まちなか エリア	東部・西部・南部・北部エリア	
発車時刻	発車時刻	まち行き	方部行き
8:30～11:30 (30 分間隔)	8:30～11:30 (30 分間隔)	8:30	
		9:30	10:00
		10:30	11:00
		11:30	
13:00～16:30 (30 分間隔)	13:00～16:30 (30 分間隔)		13:00
		13:30	14:00
		14:30	15:00
		15:30	16:00

【保原地域運行時刻表】

梁川、保原間	
保原方面行（梁川駅発）	梁川方面行（まわらん処発）
9:00	9:30
11:00	11:30
15:00	15:30

定路線運行時刻表（デマンド時間外運行）

- 廃止された五十沢線、山舟生線、白根線で、デマンド型乗合タクシーの運行時間（8:30～16:00）以外に運行されている便について、定路線型（現在のバス路線上に）乗合タクシーを運行する。

【五十沢線】

やながわまちなか(梁川駅)発	五十沢着	五十沢発	やながわまちなか(梁川駅)着
17:30	17:45	17:50	18:05

【五十沢線】

やながわまちなか(梁川駅)発	山舟生着	山舟生発	やながわまちなか(梁川駅)着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

【白根線】

やながわまちなか(梁川駅)発	白根着	白根発	やながわまちなか(梁川駅)着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

※ 対象者：デマンド型乗合タクシー登録者（前日までの予約）

※ 定路線型デマンド乗合タクシー：予約があったときに、決まった路線上を走る
デマンド型乗合タクシー

【注意事項】

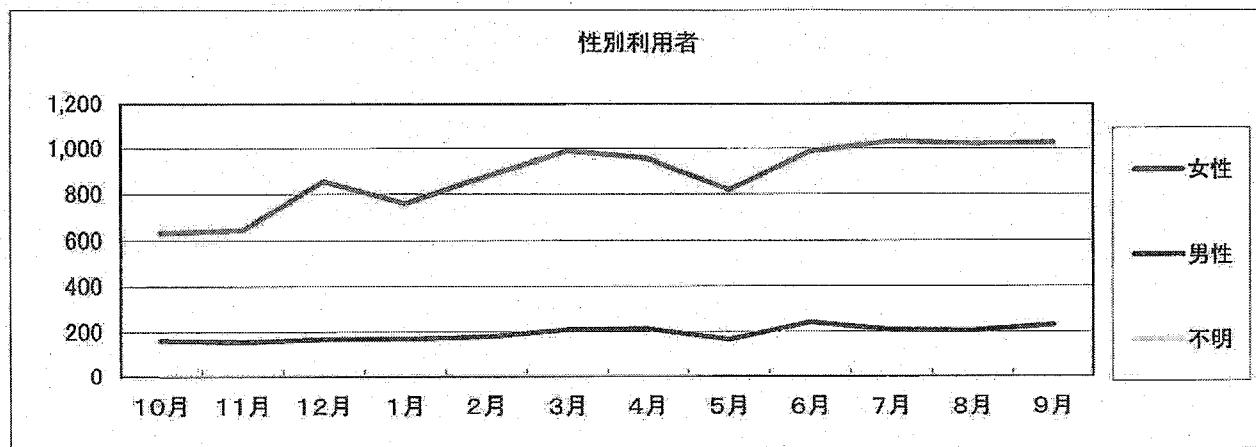
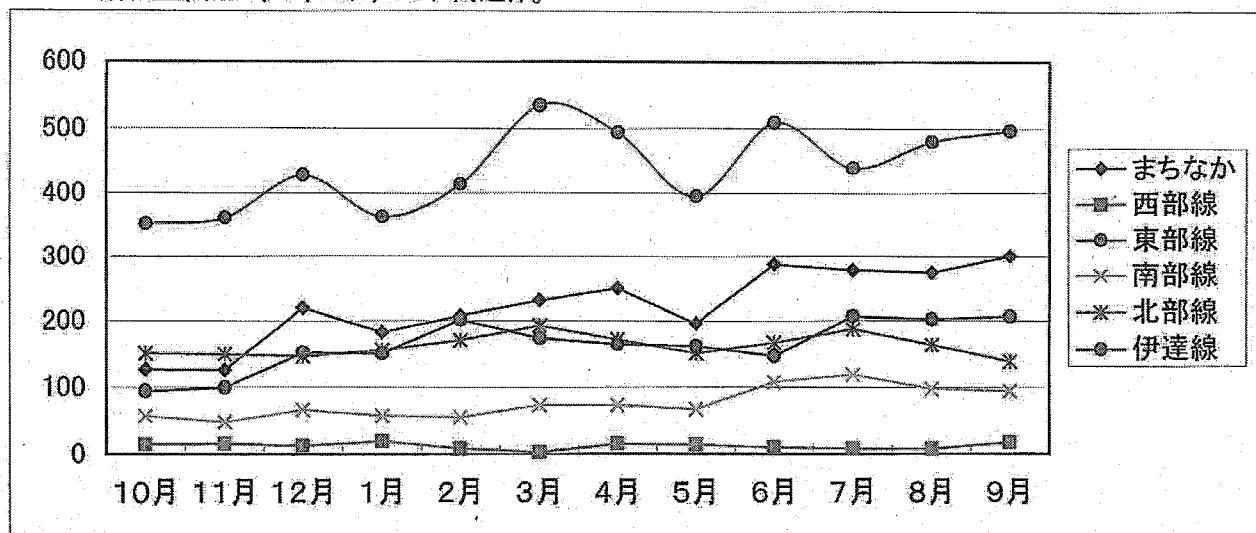
- 電話予約受付時間は8:30から16:00まで
- 利用の予約は、定路線運行の利用及びデマンド運行を利用しようとする日の2便まで前日の定められた時間まで、それ以降の便については出発時刻の1時間前まで「情報センター」担当者（オペレーター）に電話で行う。
- この時刻表は、一番最初に乗られる場所の出発時間であり、予約状況や天候によって送迎時間が遅れる場合もあります。

「梁川・伊達まちなかタクシー」月別利用状況

平成21年10月～平成22年9月まで

月	利用者数	運行 日数	1日 平均 乗車数	各エリア(路線)別利用数					性別利用者			
				梁川地区エリア								
				まちなか	西部線	東部線	南部線	北部線	伊達線	女性	男性	不明
10月	798	21	38.0	127	15	352	58	151	95	634	164	0
11月	802	19	42.2	126	16	361	49	150	100	645	157	0
12月	1,027	19	54.1	220	13	428	67	147	152	858	169	0
1月	931	19	49.0	183	20	363	58	156	151	761	170	0
2月	1,060	19	55.8	208	9	414	56	171	202	880	180	0
3月	1,211	22	55.0	232	3	535	74	193	174	990	211	0
4月	1,171	21	55.8	250	16	494	74	172	165	957	214	0
5月	986	18	54.8	196	14	395	68	151	162	820	166	0
6月	1,228	22	55.8	287	10	509	108	167	147	986	242	0
7月	1,239	21	59.0	278	8	439	119	188	207	1,031	208	0
8月	1,227	21	58.4	274	8	480	98	164	203	1,022	205	0
9月	1,256	20	62.8	300	18	497	95	139	207	1,026	230	0
合計	12,936	242	53.5	2,681	150	5,267	924	1,949	1,965	10,610	2,316	0
%				20.7%	1.2%	40.7%	7.1%	15.1%	15.2%	82.0%	17.9%	0.0%

※お盆(8月14、15、16日)の3日間運休。



議案第4号 平成23年度伊達市地域公共交通活性化協議会予算(案)

1. 収入

(単位：千円)

款	項	目	23年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	125	10,000	△9,875	事務費補助金伊達市 125
2 支出金	1 補助金	1 補助金	4,347	16,184	△11,836	※総合事業国H22補助金 4,347
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1	1	0	預金利子等
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	18	675	△658	前年度繰越金
合 計			4,491	26,860	△22,369	

2. 支出

(単位：千円)

款	項	目	23年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	125	250	△125	費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	18	100	△83	消耗品費、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,347	26,300	△21,952	伊達市負担金精算金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	210	△209	
合 計			4,491	26,860	△22,369	

* 総合事業：地域公共交通活性化・再生総合事業

(種類)

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 *無償運送は含まない。

1 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）例：路線バス・デマンド型乗合タクシー
(運行形態：路線定期運行・路線不定期運行・区域運行)

2 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第4条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

(許可申請)

第5条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業計画の変更)

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則(抜粋)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第9条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であって、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調った場合